

防災県土整備企業常任委員会提出資料（県土整備部）

【企画総務担当】

- (1) 平成 29 年度県土整備部組織機構・・・・・・・・・・・・・・・・ 1－1
- (2) 平成 29 年度県土整備部幹部職員名簿・・・・・・・・・・・・ 1－5
- (3) 平成 29 年度当初予算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1－10

【公共事業総合政策担当】

- (1) 新三重県建設産業活性化プランの推進・・・・・・・・・・・・ 2－1
- (2) 入札・契約制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2－7
- (3) 公共工事における総合評価方式・・・・・・・・・・・・・・・・ 2－10
- (4) 三重県公共事業評価制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2－13

【道路整備担当】

- (1) 幹線道路網（高速道路・直轄国道）の整備・・・・・・・・・・・・ 3－1
- (2) 県管理道路の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3－4
- (3) 道路の維持管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3－6
- (4) 交通安全対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3－8

【流域整備担当】

- (1) 河川の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4－1
- (2) 砂防・ダム of 整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4－5
- (3) 港湾・海岸の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4－8

【都市政策担当】

- (1) 都市計画及び都市基盤の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5－1
- (2) 景観まちづくりの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5－4
- (3) 下水道の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5－5

【住まい政策担当】

- (1) 建築開発行政・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6－1
- (2) 建築物の耐震対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6－3
- (3) 安全で快適な住まいづくりの推進・・・・・・・・・・・・・・・・ 6－4

【工事検査担当】

- (1) 工事検査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7－1

平成 29 年 5 月 26 日
県 土 整 備 部

平成 29 年度県土整備部組織機構

1 本庁

(1) 主な組織改正

- 「都市政策担当」と「住まい政策担当」の設置
「住まいまちづくり担当」を再編し、「都市政策担当」と「住まい政策担当」を設置

- 市町連携総括監の新設
次長級の「市町連携総括監」を新たに設置

- 「公共事業運営課」と「技術管理課」の設置
公共事業運営課に「公共事業運営班」と「総合評価班」、技術管理課に「技術管理班」と「情報化班」を設置

- 新名神推進課の廃止及び近畿道紀勢線推進プロジェクトチームの新設
新名神推進課を廃止し、新たに近畿道紀勢線推進プロジェクトチームを設置（県熊野庁舎に駐在）

- 流域整備担当における維持管理業務体制の見直し
流域管理課を廃止し、河川課に「河川管理班」、防災砂防課に「砂防管理班」、港湾・海岸課に「港湾海岸管理班」を設置

- その他（課等の名称変更、班体制の見直し）
 - ・「住宅課」を「住宅政策課」に名称変更
 - ・建築開発課において、「建築確認審査班」を「建築審査班」に名称変更
 - ・景観まちづくり課において、「景観班」と「地域支援班」を統合し、「景観・屋外広告班」を設置
 - ・下水道課において、「下水道計画班」と「下水道事業班」を統合し、「計画・事業班」を設置

(2) 組織

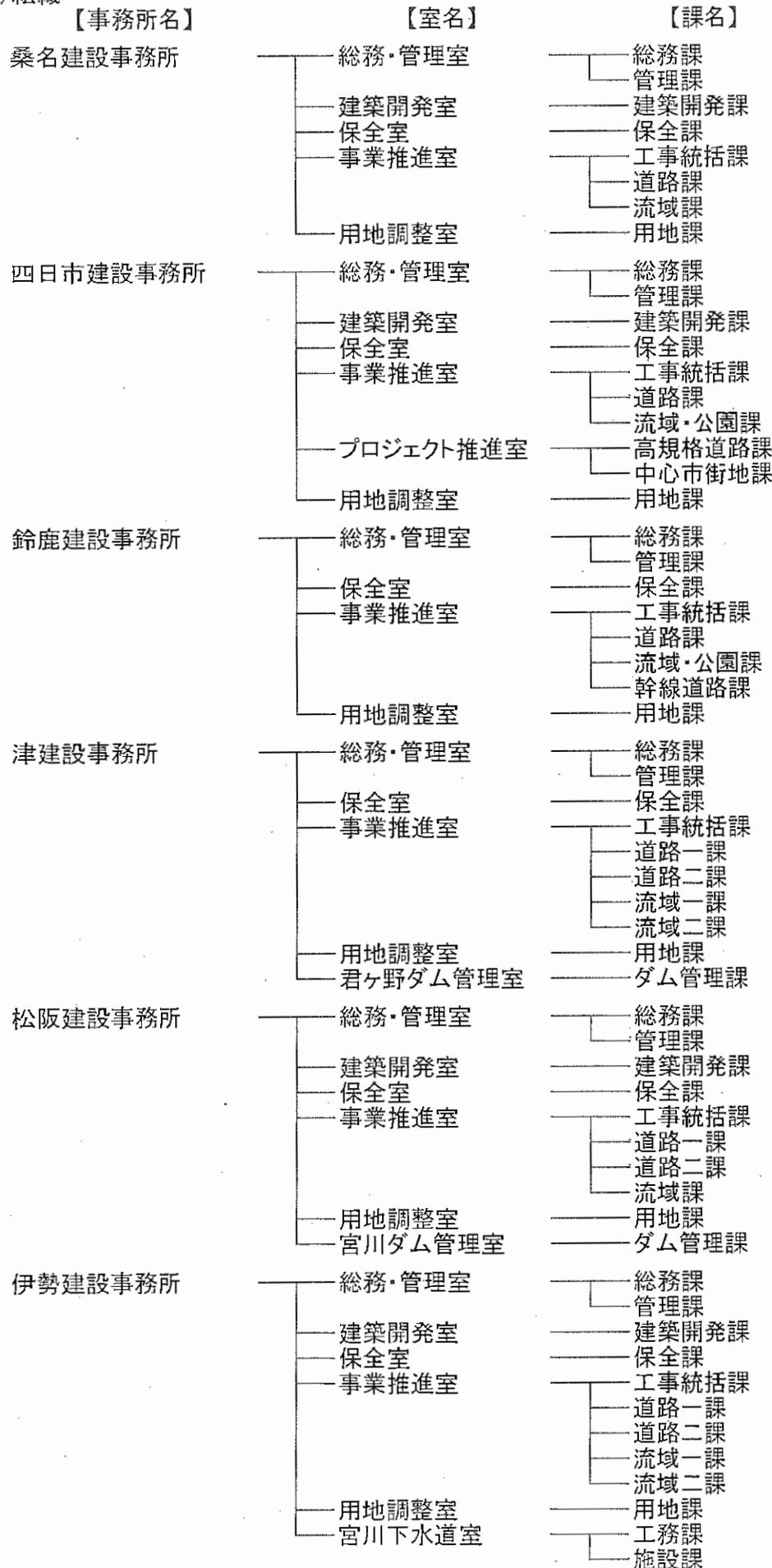


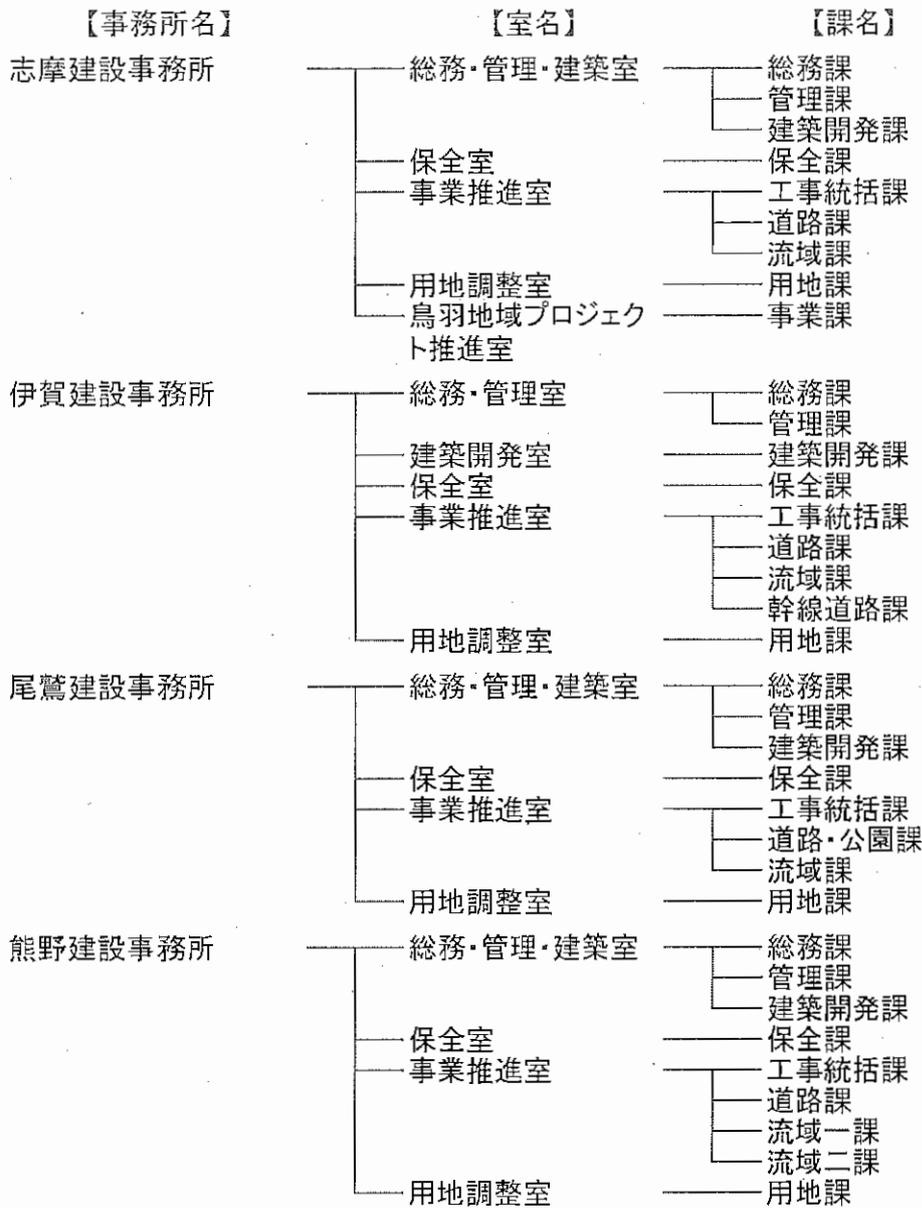
2 地域機関

(1) 主な組織改正

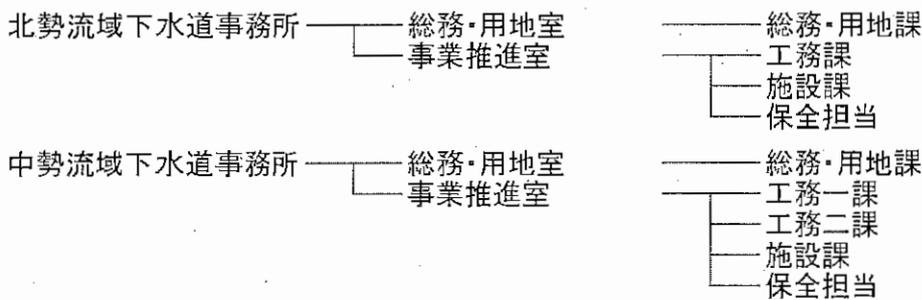
平成29年度は組織改正なし

(2) 組織





小計 10建設事務所



小計 2流域下水道事務所

計 12事務所

平成29年度県土整備部幹部職員名簿（課長級以上）

平成29年4月1日現在

【本庁】

課名	職名	氏名	備考
	県土整備部長	水谷 優 兆	
	副部長 (企画総務担当)	喜 多 正 幸	
	副部長 (公共事業総合政策担当)	渡 辺 克 己	
	次長 (道路整備担当)	志々田 武 幸	
	次長 (流域整備担当)	吉 田 勇	
	次長 (都市政策担当)	里 宏 幸	
	次長 (住まい政策担当)	古 川 万	
	市町連携総括監	真 弓 明 光	
県土整備総務課	課長	梅 村 和 弘	企画総務担当
	副参事 (土地開発公社・道路公社派遣)	長谷川 淳	
県土整備財務課	課長	紀 平 益 美	
公共用地課	課長	大 西 宏 明	
建設企画監		佐 竹 元 宏	
人権・危機管理監		寺 和 奈	
公共事業運営課	課長	飯 田 充 孝	公共事業総合政策担当
技術管理課	課長	鵜 飼 伸 彦	
	副参事兼班長	水 谷 直 幸	
建設業課	課長	高 木 和 広	
道路企画課	課長	井戸坂 威	道路整備担当
近畿道紀勢線推進プロジェクトチーム (熊野市駐在)	参事兼担当課長	山 田 秀 樹	
	副参事	吉 澤 晃	
	副参事	小 菅 真 司	
道路建設課	課長	中 野 伸 也	
道路管理課	課長	中 平 弘	

課名	職名	氏名	備考
河川課	課長	松本英之	流域整備担当
	副参事	角谷英雄	
防災砂防課	課長	関泰弘	
港湾・海岸課	課長	城本典洋	
施設災害対策課	課長	梅谷幸弘	
都市政策課	課長	枡屋武	都市政策担当
景観まちづくり課	課長	山田純	
下水道課	課長	森伸生	
	副参事	西野佐与武	
建築開発課	課長	岡村佳則	住まい政策担当
住宅政策課	課長	長谷川高史	
営繕課	課長	杉野健司	
	副参事兼班長	中村定嗣	
建築審査監		近藤貴志	
工事検査総括監		片山靖浩	工事検査担当
検査監		堀内稔伸	
検査監		玉田隆作	
検査監		下里正司	
検査監		筒井正弥	
検査監		堀清	
検査監		鳴川容治	

【地域機関】

事務所名	職名	氏名	備考
桑名建設事務所	所長	服部 喜幸	
	副所長兼総務・管理室長	馬場 立巳	
	副所長兼保全室長	竹内 一樹	
	建築開発室長	吉村 厚哉	
	事業推進室長	松並 孝明	
	用地調整室長	森川 成	
四日市建設事務所	所長	幸阪 芳和	
	副所長兼総務・管理室長	山口 剛正	
	副所長兼保全室長	山田 篤	
	建築開発室長	川合 徳男	
	事業推進室長	千種 藤紀	
	プロジェクト推進室長	関山 治利	
	用地調整室長	片山 義正	
	技術管理監	佐川 尚	
鈴鹿建設事務所	所長	山口 尚茂	
	副所長兼総務・管理室長	山川 晴久	
	副所長兼保全室長	岩崎 彰	
	事業推進室長	稗田 寿次郎	
	用地調整室長	藤田 宗弘	
津建設事務所	所長	岡崎 賢一	
	副所長兼総務・管理室長	水谷 雅宏	
	副所長兼保全室長	岡田 規生	
	事業推進室長	奥山 長	
	用地調整室長	福島 洋樹	
	君ヶ野ダム管理室長	樋口 欽久	

事務所名	職名	氏名	備考
松阪建設事務所	所長	満 仲 朗 夫	
	副所長兼総務・管理室長	福 田 直 之	
	副所長兼保全室長	東 幸 伸	
	建築開発室長	梅 川 利 明	
	事業推進室長	内 山 敦 史	
	用地調整室長	中 川 尚 紀	
	宮川ダム管理室長	須 賀 真 司	
	技術管理監	片 田 悟	
伊勢建設事務所	所長	高 橋 建 二	
	副所長兼総務・管理室長	市 川 哲 也	
	副所長兼保全室長	真 伏 宗 樹	
	建築開発室長	安 藤 亨	
	事業推進室長	森 茂 也	
	用地調整室長	村 林 正 治	
	宮川下水道室長	上 田 利 彦	
	技術管理監	長 瀬 功 起	
志摩建設事務所	所長	向 井 孝 弘	
	副所長兼総務・管理・建築室長	山 本 英 樹	
	副所長兼保全室長	大 江 浩	
	事業推進室長	山 口 成 大	
	用地調整室長	松 井 定	
	鳥羽地域プロジェクト推進室長	松 田 学	
伊賀建設事務所	所長	西 澤 浩	
	副所長兼総務・管理室長	飛 田 哲 也	
	副所長兼保全室長	福 田 勝 許	
	建築開発室長	小 川 敬 史	
	事業推進室長	森 木 忠 彦	
	用地調整室長	山 本 透	

事務所名	職名	氏名	備考
尾鷲建設事務所	所長	久保拓也	
	副所長兼総務・管理・建築室長	山口敬史	
	副所長兼保全室長	結城健治	
	事業推進室長	作田敦	
	用地調整室長	松本成尊	
熊野建設事務所	所長	広田哲也	
	副所長兼総務・管理・建築室長	中村順一	
	副所長兼保全室長	佐脇浩一郎	
	事業推進室長	久保田秀幸	
	用地調整室長	奥野雅弘	
北勢流域下水道事務所	所長	倉田正明	
	副所長兼総務・用地室長	下里真志	
	副所長兼事業推進室長	竹内正幸	
中勢流域下水道事務所	所長	立花充	
	副所長兼総務・用地室長	稲垣真	
	副所長兼事業推進室長	新堂紳一郎	

平成29年度当初予算

1 予算編成にあたっての基本的な考え方

「みえ県民カビジョン・第二次行動計画」に基づき、選択と集中を図りながら、自然災害からの被害を軽減させる「減災」の観点、国内外の人と事業を呼び込む取組を展開するための基盤の観点から必要な社会資本整備等を進めます。

特に、熊本地震や鳥取県中部地震、相次ぐ台風による豪雨など頻発する災害や、近い将来に発生が懸念される南海トラフ地震から県民の皆さんの生命と財産を守るため、河川管理施設、海岸保全施設、土砂災害防止施設等の整備を進めます。また、河川堆積土砂の撤去、河川の浸水想定区域図の作成や土砂災害警戒区域等の指定のための基礎調査などの的確な避難に資するソフト対策を進めるとともに、建築物の耐震化を促進します。このほか、道路防災対策、施設の機能を確保するための適切な維持管理に取り組みます。

また、県民の皆さんの安全・安心を支えるとともに、地域の成長を支え、MICE誘致やインバウンドの拡大などポストサミットの取組の基盤となる高規格幹線道路および直轄国道の整備を促進します。県管理道路についてはバイパス等の抜本的な整備に加え、柔軟な対応を織り交ぜた整備を進めます。

具体的には、次の取組に注力して事業を推進します。

(1) 自然災害から生命と財産を守る防災・減災対策の推進

① 迫りくる大規模地震・津波に対応するための対策

- ・河川河口部の大型水門、河川堤防、海岸堤防の地震対策
- ・津波に対して海岸堤防を粘り強い構造とする対策
- ・港湾施設の地震・老朽化対策 等

② 激化する豪雨に対応するための対策

- ・河川管理施設や土砂災害防止施設の整備
- ・河川堆積土砂の撤去 ・河川の浸水想定区域図の作成
- ・土砂災害警戒区域等の指定推進に向けた基礎調査の実施 等

③ 建築物の耐震化を促進するための対策

- ・耐震診断が義務化された大規模建築物および避難路沿道建築物、木造住宅の耐震化支援
- ・宅地の耐震化推進

(2) 安全・安心や地域の成長を支える道路網の整備と機能保全

① 高規格幹線道路および直轄国道の整備促進

② 県管理道路の整備推進

③ 道路施設の老朽化対策の推進

(3) 流域下水道の整備推進と施設の維持管理

① 下水道が使用可能な地域の拡大

② 下水道施設の老朽化対策および地震対策の推進

2 主な重点項目

(1) 自然災害から生命と財産を守る防災・減災対策の推進

① 迫りくる大規模地震・津波に対応するための対策

○河川管理施設の地震対策

予算額 466,130千円

河川河口部の大型水門、河川堤防、ダムのゲートについて、地震発生後もその機能を維持するため、地震対策を進めます。

○海岸堤防の地震・津波対策

予算額 1,744,700千円

地震の揺れや液状化による変状を防止し、堤防としての機能を維持するための地震対策を進めます。また、津波が堤防を越流した場合においても、直ちに堤防を崩壊させないために、平成28年度から着手した「海岸堤防強靱化対策」を進めます。

○港湾施設の地震・老朽化対策

予算額 296,400千円

大規模地震に備え、緊急輸送道路の機能を確保するため、臨港道路橋梁の地震対策を進めます。また、利用者の安全性や港湾の機能を確保するため、施設の点検・補修を実施するとともに、岸壁の更新・大規模修繕等の老朽化対策を進めます。

② 激化する豪雨に対応するための対策

○住民避難に資する対策

- ・水防災意識社会の再構築に向けた取組および河川の浸水想定区域図作成

予算額 18,000千円

現状の河川的能力を超える水害に備えるため、国・県・市町の減災の取組を共有し、社会全体の水防災意識を再構築する取組を進めます。あわせて、河川の浸水想定区域図を作成し、市町に提供することにより洪水ハザードマップ作成を支援します。

- ・土砂災害警戒区域等の指定推進に向けた基礎調査の実施

予算額 648,000千円

土砂災害のおそれのある区域における危険の周知と土砂災害警戒区域等の指定推進に向けた基礎調査を実施します。

○施設整備の推進

- ・河川改修事業

予算額 1,939,990千円

地域の治水安全度を向上し、洪水被害を軽減するため、川幅を拓げるための堤防整備や貯留施設の整備、治水上支障となっている橋梁等の改築を進めます。

・土砂災害防止施設整備事業

予算額 2,510,184千円

土石流等による災害から生命や財産を守るため、砂防えん堤や擁壁等の土砂災害防止施設を整備します。

○河川堆積土砂の撤去

予算額 655,000千円

河川の流下能力を回復するため、堆積土砂の撤去を行います。

撤去にあたっては、撤去箇所の優先度を関係市町と共有しながら実施します。

③建築物の耐震化を促進するための対策

○（一部新）建築物耐震対策促進事業

予算額 51,243千円

地震に対する建築物およびまちの安全を確保するため、耐震診断が義務化された建築物の耐震診断や耐震改修等の耐震化事業に対する支援を行います。

○待ったなし！耐震化プロジェクト

予算額 96,333千円

地震による被害を軽減し、住まいやまちの安全性を高めるため、木造住宅の耐震診断、耐震性の低い木造住宅の耐震補強や除却等を支援します。

○（新）宅地耐震化推進事業

予算額 6,000千円

<事業実施期間：平成29年度～平成32年度>

地震時に宅地被害が想定される大規模盛土造成地の位置や規模を正確に把握するため、第一次スクリーニング調査を実施し、その結果を公表します。

(2) 安全・安心や地域の成長を支える道路網の整備と機能保全

①高規格幹線道路および直轄国道の整備促進

予算額 10,727,262千円

高規格幹線道路および直轄国道の整備促進を図るとともに、未事業化区間の早期事業化に向けた取組を進めます。

【主な路線】

新名神高速道路、東海環状自動車道、国道1号北勢バイパス、国道23号中勢バイパス、国道42号松阪多気バイパス、国道1号桑名東部拡幅（伊勢大橋架替）、熊野尾鷲道路（Ⅱ期）、熊野道路、新宮紀宝道路 等

【うち平成29年度供用予定】

国道42号松阪多気バイパスの一部

②県管理道路の整備推進

予算額 11,102,973千円

高規格幹線道路等へのアクセス道路やバイパス等の抜本的な整備に加え、柔軟な対応を織り交ぜながら、県管理道路の整備を推進します。

【主な路線】

国道477号四日市湯の山道路、国道167号磯部バイパス、国道167号鶴方磯部バイパス、国道169号土場バイパス、国道368号大内・伊賀名張拡幅、国道422号三田坂バイパス、県道湯の山温泉線、県道青山美杉線 等

【うち平成29年度供用予定】

国道422号三田坂バイパス、国道167号鶴方磯部バイパス、県道青山美杉線

③道路施設の老朽化対策の推進

予算額 1,591,410千円

道路施設の老朽化が進むなか、県民の安全・安心を確保するため、点検・診断・措置（設計・修繕）・記録のメンテナンスサイクルを着実に実施し、道路施設を良好な状態に保ちます。

(3) 流域下水道の整備推進と施設の維持管理

①下水道が使用可能な地域の拡大

○志登茂川浄化センター整備事業

予算額 1,346,175千円

津市北部地域で新たに下水道が使用可能となるよう、志登茂川浄化センター水処理施設の整備を完了させ、平成30年1月から供用開始に向けた試運転を行います。

(平成30年4月に供用開始予定)

○南部浄化センター第2期整備事業

予算額 848,438千円

鈴鹿市、亀山市、四日市市南部で下水道使用可能な地域の拡大に向けた南部浄化センター増設用地の造成（海上埋立）を進めます。

(平成29年度に護岸の整備を完了予定、平成30年度には海上埋立を完了予定)

○宮川流域下水道幹線管渠延伸事業

予算額 2,052,570千円

伊勢市、明和町で下水道使用可能な地域の拡大に向けた流域下水道幹線管渠の整備を進めます。

(平成30年度末に、勢田川の水質改善に寄与する内宮幹線の延伸を完了予定)

②下水道施設の老朽化対策および地震対策の推進

予算額 1,592,293千円

老朽化が進む汚水処理施設の更新および大規模地震に備えるため浄化センターや幹線管渠の地震対策を進めることにより、下水道機能の維持に努めます。

(平成30年度に、北部浄化センターの中央監視制御機器の更新を完了予定)

3 事業の見直し

	事業本数	事業費
廃止	4本	△561千円
リフォーム	5本	△15,160千円
休止	0本	0千円
合計	9本	△15,721千円

平成29年度当初予算会計別・事業別一覧表(県土整備部)

1 会計別総括表

(単位：千円)

区 分	平成28年度 当初予算 A	平成29年度 当初予算 B	対前年度比 B/A
一 般 会 計	78,454,146	70,942,184	90%
港湾整備事業特別会計	165,682	165,432	100%
流域下水道事業特別会計	14,369,379	14,712,384	102%
合 計	92,989,207	85,820,000	92%

2 事業別総括表 (一般会計)

(単位：千円)

区 分	平成28年度 当初予算 A	平成29年度 当初予算 B	対前年度比 B/A	
公 共 事 業	国 補 公 共 事 業	24,208,098	22,871,559	94%
	直 轄 事 業	16,426,291	13,602,414	83%
	県 単 公 共 事 業	16,450,266	12,067,763	73%
	小 計	57,084,655	48,541,736	85%
	受 託 公 共 事 業	616,857	1,410,750	229%
	災 害 復 旧 事 業	5,125,682	6,275,145	122%
	計	62,827,194	56,227,631	89%
非 公 共 事 業	15,626,952	14,714,553	94%	
合 計	78,454,146	70,942,184	90%	

3 主な事業別明細表 (一般会計)

(単位：千円)

区 分		平成28年度 当初予算 A	平成29年度 当初予算 B	対前年度比 B/A
国 補 公 共 事 業	道 路 事 業	14,801,092	14,514,926	98%
	河 川 砂 防 事 業	5,304,571	5,156,917	97%
	港 湾 海 岸 事 業	2,024,700	1,957,100	97%
	都 市 計 画 事 業	1,867,424	1,039,603	56%
	住 宅 事 業	201,610	203,013	101%
	災 害 関 連 事 業	8,701	-	-
	計	24,208,098	22,871,559	94%
直 轄 事 業	道 路 事 業	10,535,165	10,483,000	100%
	河 川 砂 防 事 業	5,361,533	2,707,341	50%
	港 湾 海 岸 事 業	385,167	337,514	88%
	公 園 事 業	144,426	74,559	52%
	計	16,426,291	13,602,414	83%
県 単 公 共 事 業	建 設	6,853,039	4,513,457	66%
	維 持	8,803,623	7,089,014	81%
	調 査	350,877	58,030	17%
	そ の 他	442,727	407,262	92%
	計	16,450,266	12,067,763	73%
合 計	57,084,655	48,541,736	85%	

県土整備部の財源確保策について

県土整備部では、「三重県財政の健全化に向けた集中取組（素案）」を踏まえ、「財産の有効活用、未利用財産の売却促進」、「使用料、手数料の見直し」、「その他の歳入確保策の推進」について検討し、平成 29 年度から次の財源確保策に取り組みます。

①ネーミングライツの実施

- ・ 県営都市公園（平成 30 年 4 月 指定管理者の選定に合わせて実施）
- ・ 横断歩道橋

②寄附金による事業の実施

- ・ 個人及び法人からの寄附金を募り、「地域の道美化事業」を実施

③県土整備部所管のHPへのバナー広告の導入

④県営住宅への自動販売機の設置

⑤未利用地の売却促進

⑥使用料、手数料の見直し

新三重県建設産業活性化プランの推進

1 概要

地域の建設業は、県民生活に必要な社会資本の整備・維持修繕を担うとともに、災害時の安心・安全の確保や地域の雇用の創出などの重要な役割を担っています。しかし、近年の公共投資を含めた建設投資の減少に伴う受注競争の激化、就業者の高齢化及び若年就業者の減少が進行するなど、厳しい経営環境におかれています。そこで、新たに受注者目線で課題をとらえ、建設業の将来のめざす姿を見据え、建設業の活性化が実感できることをめざして、「新三重県建設産業活性化プラン」（以下「新プラン」という。）をとりまとめました。

新プランでは、建設業の将来ビジョンを、引き続き、「技術力を持ち地域に貢献できる建設業～確かな技術で地域に必要とされ未来に存続する～」とし、そのビジョンを実現するため、9つの取組を盛り込んでいます。

なお、このプランは、「みえ県民カビジョン・第二次行動計画」の期間とあわせて、平成31年度までとして取り組みます。

(参考)

県内建設投資の減少	平成3年度	平成26年度
	1兆4,658億円	6,761億円
建設業への就業割合	三重県全体	尾鷲管内
	7.3%	12.1%
1級土木施工管理技士の 年齢構成	平成17年度	平成27年度
	60歳以上 15%	60歳以上 23%
	39歳以下 22%	39歳以下 14%

2 新三重県建設産業活性化プラン取組方針

建設業の活性化のためには、すべての建設企業の自助努力が不可欠ですが、建設企業が取り組むことのできない入札・契約制度の改善を中心に県が新プランに基づき、活性化に向けた取組を進めます。

3 平成29年度の取組

(1) 主な取組

- ・適正な予定価格の設定
- ・低入札価格調査制度の改正
- ・現場状況の変化に対応した適切な設計変更
- ・生産性向上に向けた取組
- ・若手技術者対象工事の検討
- ・社会保険の加入に関する下請け指導ガイドラインの活用
- ・土日完全週休二日制を条件とした工事の試行

(2) 市町との協働

品確法の基本理念に則り定められた「発注関係事務の運用に関する指針」に基づき、発注者間の連携を強化するために設置した中部ブロック発注者協議会三重県部会において、新プランの趣旨を市町へ周知し、協働して取り組んでいきます。

1 策定趣旨

普段、通行している道路や、洪水を防ぐ河川堤防の整備などは、建設業が担っています。これらの公共土木施設を整備し、適切に維持管理をすることで、物流の高度化や洪水・浸水の被害の軽減など、その機能が発揮され、県民の皆さんの安全・安心で快適な生活、高度な経済活動が成り立っています。

これまで質の高い公共土木施設を整備し、維持修繕を行ってきたのが優良な建設業であり、今後も公共土木施設の整備、維持修繕は地域の建設業が担うこととなります。

また、地域の建設業は東日本大震災や熊本地震などの災害時に、道路啓開や応急対応などにあたり、緊急物資の輸送や二次災害の防止に貢献しました。

このように、将来にわたり重要な役割を担い、必要とされる建設業ですが、計画的・安定的な受注ができないなど、建設企業を経営していくことが困難な状況となっています。

そのため、建設業の活性化が実感できることをめざして、「新三重県建設産業活性化プラン」を策定します。

2 新三重県建設産業活性化プラン取組方針

建設業の活性化のためには、すべての建設企業の自助努力が不可欠ですが、建設企業が取り組むことのできない入札・契約制度の改善を中心に県が本プランに基づき、活性化に向けた取組を進めます。

3 計画期間

「みえ県民カビジョン 第二次行動計画」の期間と合わせて、平成31年度までとします。

4 将来ビジョン

「技術力を持ち地域に貢献できる建設業」
～確かな技術で地域に必要とされ未来に存続する～

5 建設業のめざすべき姿

(1) 社会資本の整備と維持修繕を担う建設業

建設業は、良質な社会資本を提供するとともに、高度経済成長の時期に整備し、老朽化の進む社会資本を適切に維持し、品質・機能を確保する役割を果たします。そのために、若年者等の技術者・技能者を確保し、公共工事の品質を確保できる確かな技術・技能を将来にわたって維持・継承できることをめざします。

(2) 地域の安全・安心を担う建設業

建設業は、局地的な豪雨の頻発や、南海トラフ地震の発生が危惧される中で、災害発生時における復旧・復興という重要な役割を果たします。そのために、発災後に迅速に復旧・復興作業に対応できる能力を持ち続け、地域の安全確保に欠かせない建設企業として存在することをめざします。

(3) 地域の雇用に貢献する建設業

建設業は、地域の産業として、雇用を確保し経済活動を支えるという重要な役割を果たします。そのために、地域の人たちを継続的に雇用できる安定した経営基盤を確立し、将来にわたって存続できることをめざします。

6 建設業をとりまく現状

(1) 確かな技術力を持つ建設企業

1. 県内の建設投資は、平成3年度の1兆4,658億円をピークに減少しており、平成26年度には6,761億円とピーク時の半分以下となっています。
2. 本県の当初予算額は、平成12年度の1,545億円をピークに減少しており、平成28年度は599億円とピーク時の約40%となっています。
3. 平成27年度の国土交通省の発注した三重県内の建設企業が参加可能な工事（一般土木）は、約198億円でしたが、三重県内の建設企業がすべて受注しているわけではなく、約23%（約46億円）の工事は三重県外の建設企業が受注しています。
4. 三重県内の常勤の現場労働者は、平成20年度に約8,400人であったのに対し、平成26年度には約6,600人まで減少しています。
5. 建設業に就労した新規高校卒業者の約半数が3年以内に離職しています。
6. 県内の一級土木施工管理技士のうち、39歳以下の一級土木施工管理技士が占める割合は、平成17年度は全体の約22%でしたが、平成27年度は約14%まで低下しました。
7. 平成27年度に県が総合評価方式で発注した工事の配置予定技術者の平均年齢は約49歳であり、若手技術者が工事を担当する機会が減少しています。

(2) 地域に必要なとされる建設企業

1. 近年は局地的な豪雨の頻発や、南海トラフ地震の発生も危惧されています。時間50mm以上の豪雨の発生回数は、30年前と直近10年を比べると約1.25倍です。南海トラフ地震の今後30年以内の発生確率は70%程度とされています。
2. 災害協定を締結しているA・Bランク建設企業の分布を旧市町村別に見ると、平成28年度において旧9町村で災害対応空白地が発生しています。
3. 県土整備部の維持管理費は、平成18年度は約72億円でしたが、平成28年度は約88億円に増加しています。
4. 平成26、27年度に実施した道路施設の点検結果において、概ね5年以内に修繕が必要な施設の割合は、橋梁では全体の約6%、トンネルでは約58%、横断歩道橋では約52%であり、継続的な維持修繕が必要な状況です。

(3) 未来に存続する建設企業

1. 本県の入札参加資格登録者は、当初予算額がピークであった平成12年度と比べ平成28年度では6%程度の減少にとどまっており、過剰供給構造となっています。
2. 価格競争では、約66%の入札においてくじ引きによる落札が発生している状況です。
3. 平成27年度の県土整備部・農林水産部の土木一式工事において、入札参加建設企業の約42%が工事を受注できませんでした。
4. 県土整備部の発注件数について、各四半期ごとの発注件数の差は近年では縮まっているものの、第1四半期では100件前後であるのに対し、第2～4四半期ではいずれの期間においても250件以上となっています。
5. 建設業の売上高経常利益率の平均値（売上高1億円以上の建設企業）は、平成26年度は2.72%（過去最高値）でしたが、平成27年度は2.63%に低下しました。
6. 平成25年度の三重県における工事落札率が平均89.3%であるのに対し、近隣県は93%以上であり、三重県の工事落札率は近隣県より低い状況です。
7. 三重県の公共工事設計労務単価は、主要11職種において平成25年度に比べ平成27年度で約10%上昇していますが、大工や左官の賃金は聞き取り調査では約1%しか上昇していません。
8. 建設業の従事者は減少しており、特に本県の39歳以下の就業者数は、平成17年の約28,000人に比べ、平成22年は約22,000人と著しく減少しています。
9. 県立高等学校において、従来から土木・建築系学科が無かった東紀州地域に加え、伊賀地域においても土木・建築系の学科が無くなっています。
10. 休業4日以上死傷者数は年々減少しているものの、建設現場での事故はニュースなどに大きく取り上げられ、危険な業種として認識されています。
11. 大学生を対象としたアンケートでは、平成24年度から、行きたくない会社として、「休日が少ない会社」と回答する学生の割合が年々高くなっています。
12. 公共工事の約8割の工事は4週4休もしくは4週5休であり、完全週休二日制を実施している工事は5%となっています。

7 めざすべき建設企業像

(1) 確かな技術力を持つ建設企業をめざして（技術力）

～ここで解決すべき課題～

1. 建設投資の減少による工事量の減少に対する対応
2. 国等の県発注工事以外の公共工事を受注するための技術力の向上
3. 新しい技術（建設ICTなど）による生産性の向上
4. 若年就業者等の定着促進
5. 若年就業者の有資格者の増加

(1-1) 国などの県発注工事以外の公共工事も受注できる技術力を身に着けます。

(1-2) 若年就業者を育成し技術・技能を適切に継承します。

(2) 地域に必要とされる建設企業をめざして（地域貢献）

～ここで解決すべき課題～

1. 局地的な豪雨の頻発等の自然災害から地域を守る
2. 南海トラフ地震等大規模災害に対する準備
3. 災害対応空白地をカバーする体制の構築
4. 公共土木施設の健全化をめざす
5. 地域に必要な地域貢献の継続
6. 社会的責務を果たす

(2-1) 社会基盤の安全確保を担うことにより地域住民の生活を守ります。

(2-2) 複数の企業で協力体制を構築し大規模災害などに備えます。

(2-3) 建設企業の特性を生かした地域貢献を通じて、地域の一員としての責任を果たします。

(3) 未来に存続する建設企業をめざして（経営力）

～ここで解決すべき課題～

1. 計画的な経営のための情報の入手
2. 効率的な業務に向けた事業連携
3. 受注機会の拡大
4. 第1四半期における閑散期の解消
5. 経常利益率の向上
6. 適正価格での受注の拡大
7. 元請下請関係の改善
8. 継続的な若年者等の確保
9. 労働環境の改善

(3-1) 協業化による企業連携を強化し、企業存続をめざします。

(3-2) 計画的な受注により、将来につながる経営基盤強化を図ります。

(3-3) 適正な利潤が確保される価格での契約により下請企業を含む関連企業に利潤が配分され、業界全体が安定経営できるようにめざします。

(3-4) 「土日完全週休二日制」の実施など労働環境の改善に業界全体でめざし、働きやすい職場と人材の確保を図ります。

8 取組目標と具体的な取組

(1) 確かな技術力を持つ建設企業

取組目標

工事における若手技術者の登用率

技術の継承を進めるためには、若手技術者（39歳以下）の活用が必要なことから、若手技術者の配置技術者の登用率を17.5%（H27）から21%にします。

取組 1 他機関発注工事の受注を可能とする技術力

- 総合評価方式対応力向上の取組 ●国等に対する県内建設企業受注機会拡大の要望
- 生産性向上に向けた取組 ●積算能力の向上の取組

取組 2 技術力向上に向けた取組

- 総合評価方式適用下限価格の引き下げ ●若年就業者等の定着に向けた計画的な育成・支援
- 技術者・技能者の技術力向上のための研修の支援 ●優良工事の表彰 ●建設キャリアアップシステムの活用の検討
- 総合評価方式における工事成績評価方法の見直し

取組 3 若手技術者が活躍する場の創出

- 若手技術者対象工事の発注 ●熟練技術者が若手技術者を支援する仕組みづくり

(2) 地域に必要な必要とされる建設企業

取組目標

維持修繕工事における地域維持型共同企業体での施工率

社会基盤施設の機能を適正に維持し、継続的に地域を守るためには、維持修繕工事全般を継続的に施工する体制づくりが必要なことから、維持修繕工事全般で地域維持型共同企業体が占める割合を43.6%（H27）から53%にします。

取組 4 建設企業の連携による包括的な維持修繕の促進

- 地域維持型業務委託の改善と拡大 ●地域維持型工事発注の実施 ●維持修繕を担う企業体の企業間の役割の見直し

取組 5 大規模災害発生後の復旧体制の確立

- ①災害復旧対応能力維持の取組
 - 災害対応訓練の実施
- ②災害復旧対応体制維持の取組
 - 地域を支える建設企業の育成

(3) 未来に存続する建設企業

取組目標

売上高経常利益率の平均値（売上高1億円以上の企業）

厳しい経営状況におかれている建設業が未来に存続するためには、安定した経営が必要なことから、売上高経常利益率の平均値（売上高1億円以上の建設企業）2.63%（H27）を2.72%にします。

取組 6 計画的・安定的な受注・経営が可能となる入札制度への改善

- ①計画的・安定的な受注のための取組
 - 地域機関ごとの事業規模の明確化 ●公共工事の発注見通しの改善 ●受注機会均等化の取組
- ②建設企業の協業化を進めるための取組
 - 入札参加業者数の改善 ●管内下請の導入
- ③月別受注量の平準化の取組
 - ゼロ負債・債務負担行為の活用 ●余裕期間制度の導入と活用

取組 7 適正な利潤が確保できる入札制度への改善

- ①工事単位の利益率の向上の取組
 - 適正な予定価格の設定 ●総合評価方式における価格評価方法の見直し ●低入札価格調査制度の改正
 - 現場状況の変化に対応した適切な設計変更 ●標準工期の見直し
- ②受注者の事務負担等の軽減取組
 - ヒアリングなし型の総合評価方式の拡大 ●総合評価方式における提出書類の簡素化 ●電子化の推進
 - 円滑な工程管理に向けた受発注者間等の情報共有
- ③下請企業（技能労働者）の利潤確保
 - 「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」の活用 ●技能労働者の賃金等の調査の実施
 - 重層下請の改善 ●総合評価方式適用下限価格の引き下げ（再掲）

取組 8 入職促進の取組

- 入職促進のための教育機関への働きかけと多様な県民へのインターンシップの支援 ●建設業の理解のためのPR

取組 9 完全週休二日制など労働環境改善の取組

- 「土日完全週休二日制」を条件とした入札の試行・拡大 ●安全な職場環境づくりの促進
- 女性就業者の職場環境の改善

新三重県建設産業活性化プラン相関図

「技術力を持ち地域に貢献できる建設業」～確かな技術で地域に必要とされ未来に存続する～

新三重県建設産業活性化プラン H28～31

経営力

- 取組6 計画的・安定的な受注・経営が可能となる入札制度への改善
- 取組7 適正な利潤が確保できる入札制度への改善
- 取組8 入職促進の取組
- 取組9 完全週休二日制など労働環境改善の取組



めざすべき方向性

安定的な経営が可能となる建設企業

確かな技術で地域に必要とされ未来に存続する建設企業

- 実現するための取組
- ・地域を支える建設企業の育成
 - ・地域を守る企業連携体制の確立

地域を守る建設企業

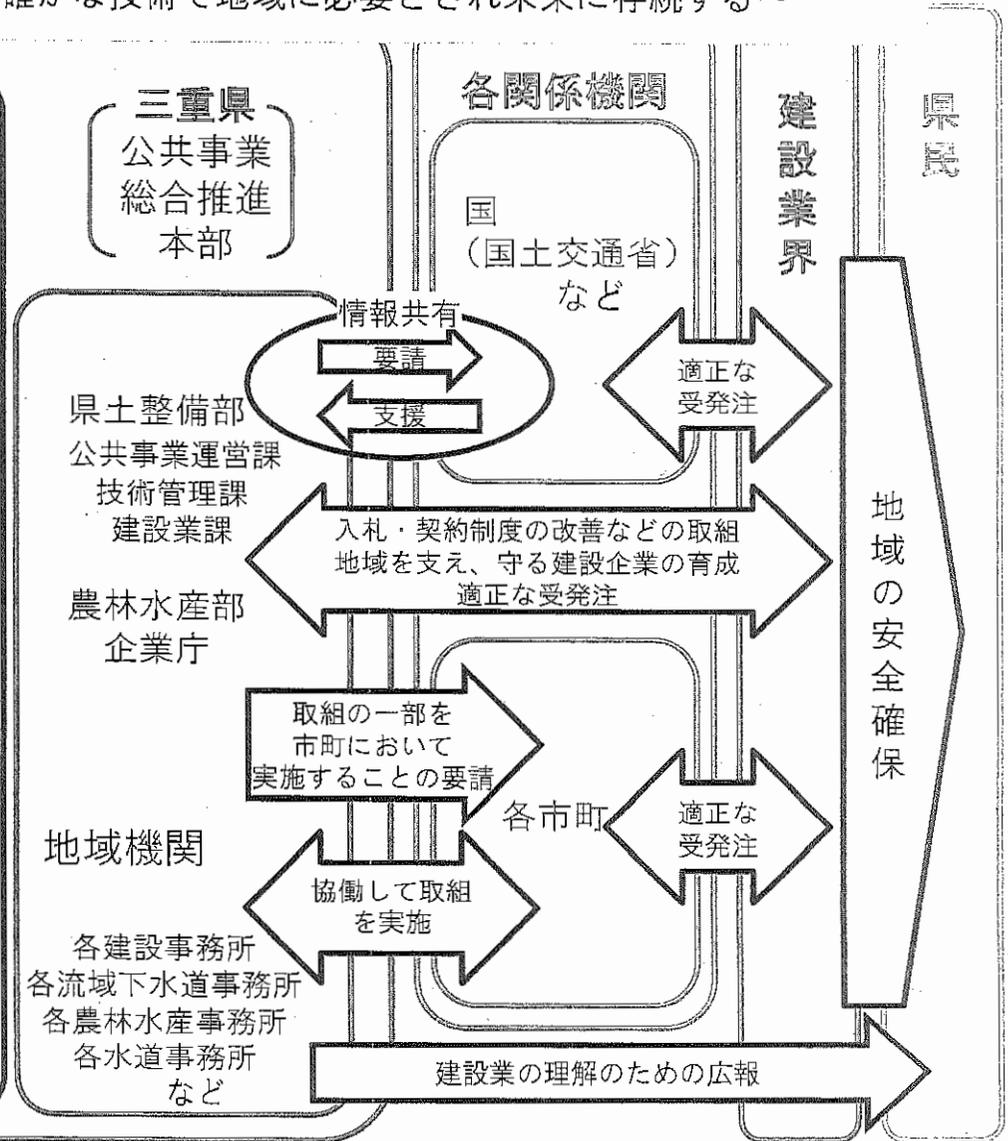
若手が入職する建設企業

地域貢献

- 取組4 建設企業の連携による包括的な維持修繕の促進
- 取組5 大規模災害発生後の復旧体制の確立

技術力

- 取組1 他機関発注工事の受注を可能とする技術力
- 取組2 技術力向上に向けた取組
- 取組3 若手技術者が活躍する場の創出



入札・契約制度

1 現 状

入札・契約は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）の基本理念である「価格と品質が総合的に優れた内容の契約」を実現するため、公平性、透明性及び競争性を確保しつつ、不良不適格建設業者の排除等適正化を進めています。

(1) 入札・契約方式

建設工事の入札契約方式は以下のとおりです。

入札・契約方式		適用法	政令	適用
一般競争入札	一般競争入札	地方自治法第 234 条 第 1 項、第 2 項	同法施行令 167 条の 4	WTO対象工事
	条件付き 一般競争入札		同法施行令 167 条の 4 に加え、5 及び 5 の 2	建設工事の入札 全般
指名競争入札			同法施行令 167 条	測量・設計等業務 委託 など
随意契約			同法施行令 167 条の 2	緊急を要する工 事 など

※ WTO対象工事とは、世界貿易機関政府調達協定に基づき設計金額が 1500 万 SDR(24 億 7 千万円)以上の工事をいう

(2) 予定価格

三重県会計規則第 65 条及び同運用指針に基づき、契約金額の上限基準となる予定価格を設定しています。

(3) 低入札価格調査制度及び最低制限価格制度

① 低入札価格調査制度

契約の内容に適合した履行を確保するため、落札候補者に対してその入札価格によって契約が履行できる資料の提出を求め、提出資料の調査分析、事情聴取などによる調査を行い、落札者を決定する制度

② 最低制限価格制度

契約の内容に適合した履行を確保するため、特に必要があると認めるときに、予定価格の 10 分の 9 から 10 分の 7 までの範囲内で最低制限価格を設定したうえで、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格で入札した者のうち、最低の価格で入札した者を落札者とする制度

(4) 落札者の決定方式

① 最低価格落札方式

予定価格の制限の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とする方式

② 総合評価方式

価格と品質の両方を評価することにより、総合的に優れた者を落札者とする方式

(5) 三重県建設工事等入札参加資格

本県が発注する建設工事の入札に参加するためには、以下の①～③を満たす必要があります。

- ① 建設業法第3条に基づく建設業の許可を受けていること
- ② 同法第27条の23に基づく経営事項審査を受けていること
- ③ 三重県建設工事等入札参加資格者名簿に登録されていること

(6) 三重県建設工事発注標準【表-1】【図-1】

本県では、「建設工事」のうち、以下の6業種について格付けを行っています。

土木一式工事	A～C	建築一式工事	A～C	電気工事	A、B
管工事	A、B	舗装工事	A、B	造園工事	A、B

格付けは、経営事項評価点数・技術等評価点数を加算した総合点及び1級技術者数からなる格付基準により行っています。

格付けに応じて、発注する工事の設計金額の入札に参加できる基準を「三重県建設工事発注標準」として定めています。

(7) 資格（指名）停止措置

三重県建設工事等入札参加資格者名簿に登録された者が、法律に違反するなどの行為により、契約の相手方として不相当であると認めた場合、期間を定めて入札に参加させない措置を行います。

2 取組方針

平成26年度に改正された品確法（改正品確法）に基づく「発注関係事務の運用に関する指針」及び、「新三重県建設産業活性化プラン」の実現に向けて入札・契約制度の改善に取り組んでいきます。

3 平成29年度の主な取組

(1) 低入札調査基準価格の改正

現場作業員の賃金等である労務費を確保するために、低入札調査基準価格の算入率を見直した結果、低入札調査基準価格が上限値である予定価格の90%を超えたことから、上限値の扱いを検討します。

(2) 資格（指名）停止措置の改正

「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」に基づき、国土交通省等による中央公共工事契約制度運用連絡協議会のモデルを参考にして「三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領」のあり方を検討します。

(3) 指名競争入札の活用

災害復旧工事など緊急性を要する工事について、指名競争入札の活用を検討します。

表-1 三重県建設工事発注標準

〔土木一式工事〕

区分	設計金額	格付基準
A	3,000万円以上	① 総合点 840 点以上 ② 1 級技術者 5 名以上 (うち 3 名の公共工事の主任技術者の実績)
B	2,000万円以上 7,000万円未満	① 総合点 760 点以上 ② 1 級技術者 2 名以上 (うち 1 名の公共工事の主任技術者の実績)
C	2,500万円未満	上記以外のもの

総合点＝経営事項評価点数＋技術等評価点数

※技術等評価点数＝①工事成績による点数

－②資格（指名）停止期間による点数

＋③環境マネジメントシステム導入による点数

＋④品質管理マネジメントシステム導入による点数

＋⑤契約後 VE 制度提案採用件数による点数

※1 級技術者

一級土木施工管理技士・一級建設機械施工技士・技術士（建設・農業土木・水産土木・森林土木）

※公共工事の主任技術者の実績

過去5年以内に主任技術者として従事した実績

図-1 発注方法

〔土木一式工事〕

		(条件付き一般競争入札)			
一般競争入札	県内Aランク (特定JVを想定)	県内Aランク 1,000点以上	管内Bランク		
	管内Aランク (特定JVを想定)	管内Aランク		管内Cランク	
W T O	県外業者Aランク (特殊工事等JV)	参加資格要件 公共工事、同種工事、地域条件、工事成績、 配置予定技術者 等			

1,500万 SDR (※) 3億円 1.5億円 7千万円 3千万円 2.5千万円 2千万円

※国際通貨基金 (IMF) の特別引出権 (Special Drawing Rights の略称)

- ・参加可能業者数が少ない場合は、上位ランクが参加することができる。
また、7千万円以上1.5億円未満の工事では、県内Aランク1,000点以上の参加を考慮することができる。
- ・難易度の高い維持修繕工事などは、上位ランクによる入札とすることができる。
- ・Cランクで施工実績を求める場合は、必要に応じて県の受注実績などを考慮し、適切な設定を行うものとする。
- ・高度で専門的な技術を要する等の工事で、県内業者の育成のためやむを得ず県外業者との特定JVにより、発注する場合は、県外まで地域を拡大することができる。
- ・特定JVについては、三重県建設工事に係る共同企業体取扱要綱による。
- ・土木工事の特定JVについては別添1「土木工事における共同企業体構成の考え方」等による。
- ・上下水道の管工事を含む。

公共工事における総合評価方式

1 概要

「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（以下「品確法」という）において、公共工事の品質は、「経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない」と規定されており、公共工事の品質確保のための主要な取組として総合評価落札方式（以下「総合評価方式」という）の適用を掲げています。

三重県では、品確法の趣旨を踏まえ平成19年度から総合評価方式を導入しています。

<平成28年度実績>

- ・ 建設工事：約1,200件のうち316件
- ・ 測量・設計業務：約800件のうち193件

(1) 総合評価方式の対象

建設工事では、次の工事を対象に総合評価方式を適用することを標準としています。

- ①土木一式工事：5千万円以上
- ②建築一式工事：1億円以上
- ③舗装・橋梁上部工・法面処理工・海洋土木工事：3千万円以上
- ④上記①から③に該当しない工事：7千万円以上

ただし、早期執行が特に必要な案件または技術的工夫の余地が小さい案件等、競争入札審査会に諮ったうえで総合評価方式の対象外とすることがあります。

(2) 総合評価方式の型式

- ①簡易型（予定価格12億円未満）
- ②標準型（予定価格12億円以上）
- ③高度技術提案型（標準型のうち、高度な技術提案を必要とするもの）

(3) 落札者の決定方法

総合評価方式では、入札価格と各評価項目の評価に応じた加算点により評価値を算定し、評価値の最も高い者を落札者としています。

<建設設工事における評価値の算出式>

$$\text{評価値} = \frac{\text{(標準点 + 加算点)}}{\text{入札価格}}$$

標準点 (100点)
加算点：簡易型 (10~25点)
加算点：標準型 (35点)

(4) 評価項目の配点内訳

土木一式工事（簡易型B）における評価項目の配点内訳の標準案は、次の表のとおりです。

	配点	全体に占める割合 (%)	主な評価対象実績
地域精通度・貢献度	37	17	本店所在地、災害協定の訓練実績等
社会貢献度	15	7	男女共同参画活動実績、障がい者雇用実績等
企業の技術力等	58	27	企業の工事实績、工事成績等
技術者の能力	25	12	配置予定技術者の工事实績、CPD実績等
技術提案等	80	37	技術提案、ヒアリング
換算前加算点満点	215	100	
加算点満点	20		換算前加算点(215点)を加算点(20点)に換算

2 取組方針

「新三重県建設産業活性化プラン」に基づき、総合評価方式の見直しに取り組んでいきます。

3 平成 29 年度の取組

(1) 平成 29 年度に実施する取組

- ・工事成績評価方法の見直し
- ・男女共同参画活動実績の評価内容の見直し

(2) 平成 30 年度の改善に向けた主な取組

- ・総合評価方式適用下限価格の引き下げの検討
- ・総合評価方式における価格評価方法の見直しの検討

土木一式工事における総合評価方式 平成29年度 標準案

【平成29年度6月1日以降 標準案】

		簡易型B 技術提案 1テーマ	太字下線箇所：選択可	太字下線箇所： 配点変更可							
大項目	中項目	小項目	簡易型B 標準的な配点 (案)		評価基準・配点等の設定の考え方						
企 業 の 能 力 等	地域精進度 ・貢献度	地域精進度	本店等所在地	10	15	<ul style="list-style-type: none"> ・県との災害協定で、毎年度、訓練等の活動実績がある協定：9点 ・県との災害協定で、訓練等の活動実績がない協定：3点 ・県以外との災害協定：3点 					
			施工箇所地域 における工事実績	5							
		地域貢献度	雪氷対策元請実績	5	22						
			小規模業務委託元請実績	5							
			公共施設美化活動実績	3							
			災害協定の評価	9							
	社会 貢献度	社会貢献度	次世代育成支援活動実績	10	10				<ul style="list-style-type: none"> ・4項目（「次世代」、「男女共同※1」、「障がい者」、「ISO14001（M-EMS）」） を実績等項目数により評価 （4項目：10点、3項目：9点、2項目：8点、1項目：5点、左記以外：0点） ※1 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく一般事 業主行動計画を作成している企業を評価 ※平成29年度4月から5月末は3項目（「次世代」、「障がい者」、「ISO 14001（M-EMS）」）を実績等項目数により評価 （3項目：9点、2項目：8点、1項目：5点、左記以外：0点） 		
			男女共同参画活動実績								
			障がい者雇用実績								
			環境マネジメントシステム の認証 （ISO14001、M-EMS）								
県内企業による施工			5			5					
企業 の 技 術 力 等	工事实績	評価対象工事の実績	20	48	135	<ul style="list-style-type: none"> ・企業が自ら選んだ三重県の直近過去3年度の工事成績点を評価 （90点以上：20点、75点～90点未満：（申告工事成績点－75）＋5、 75点未満：5点） ・国交省中部地方整備局又は国交省近畿地方整備局が前年度公表してい る最新の工事成績評定平均点を評価 ・上記三重県の工事成績点及び国交省が公表している工事成績評定平均 点がない場合は、入札公告日時点の建設工事等入札参加資格者名簿の 総合点を評価 （970点以上：5点、840点～970点未満：（総合点－840）／（970 －840）×5、840点未満：0点） 					
		工事成績	工事成績点又は総合点						20		
	品質マネジメント	品質マネジメントシステム の認証 （ISO9000S）	3								
	労働安全 衛生管理	労働安全衛生マネジメント システムの認証	5								
	受注工事高	1級技術者1人あたりの 当該年度に契約した 公共機関等発注の 契約額2千5百万円以上の 土木一式工事の契約済額	10	10							
	技術 者 の 能 力	技術者 の能力	配置予定技術 者の工事実績	主任（監理）技術者又は 現場代理人としての工事実績	20				25	25	<ul style="list-style-type: none"> ・受注工事高をベースとした評価 （5千万円未満：10点、5千万円から1億5千万円未満：10－（受注工事高－5 千万円）×10／1億円、1億5千万円以上：0点） ・予定価格8千万円未満の場合は評価 ・設定時の標準配点：5点
資格保有状況			1級土木施工管理技士の資格	5							
継続学習制度 （CPD）			継続学習制度の単位取得状況	5							
技術 提案 等	技術提案	発注者が指定するテーマ・ 項目について 施工上留意すべき課題と対策	60	80	80	80	<ul style="list-style-type: none"> ・1テーマあたり3項目 ・提案を求める項目内容を全て明示 ・項目毎配点を項目の重要度等に応じて設定し明示 ・項目毎に5段階評価 ・請求に応じ項目毎の結果（点数）を通知 				
	ヒア リング	ヒアリング	配置予定技術者の 工事監理能力の確認等							20	<ul style="list-style-type: none"> ・5段階評価
（標準点 100点）＋ 加算点 20点換算			215								
			換算 20.0 点	（換算時、小数2位切り捨て）							

三重県公共事業評価制度

1 概要

本県では、公共事業の実施プロセスの公正性・透明性を確保し、事業を適正に実施するため、事前・事中・事後の各評価システムを一体的に機能させた評価サイクルを構築しています。

(1) 事前評価

平成 14 年度予算編成から「公共事業事前評価システム」を導入し、効率的・効果的な社会資本整備の実現を図るために、事業実施前に公共事業の必要性とその効果について客観的な評価を行い、公共事業の実施を決定したプロセスの透明化を図っています。

(2) 事中評価

平成 10 年度から「公共事業再評価システム」を導入し、事業着手後一定期間を経過した事業等を対象に、事業継続の適否を評価しています。評価の妥当性については、三重県公共事業評価審査委員会に諮り、委員会の答申を踏まえ、事業継続の適否を決定しています。

(3) 事後評価

平成 15 年度から「公共事業事後評価システム」を導入し、事業完了後一定期間を経過した事業を対象に、事業の効果や周辺環境への影響等を確認し、評価しています。評価の妥当性については、三重県公共事業評価審査委員会に諮り、委員会の答申を踏まえ、今後実施する事業の計画又は実施中の事業への反映に努めています。

2 平成 29 年度の取組

(1) 事前評価

平成 29 年度は、事業実施予定箇所 407 箇所について評価を実施し、うち 362 箇所について事業実施を決定しました。

(2) 事中評価

林道事業、下水道事業など 10 事業の評価を実施し、委員会の審議を受ける予定です。

(3) 事後評価

漁港整備事業など 5 事業の評価を実施し、委員会の審議を受ける予定です。

なお、平成 29 年度は、事中・事後評価に関して、三重県公共事業評価審査委員会を 5 回開催する予定です。

三重県公共事業評価制度

三重県公共事業評価サイクル

